

(工作物の届出基準)

次の基準を超える場合、届出が必要

1 海域以外の区域	
建築物	高さ13m又は延べ面積1000㎡
送水管	長さ70m
鉄塔	高さ30m
船舶の係留施設	長さ50m
ダム	高さ20m
鋼索鉄道	延長70m
索道	傾斜亘長600m又は起点と終点の高低差200m
別荘地の用に供する道路	幅員2m
遊戯施設（建築物を除く。）	高さ13m又は水平投影面積1000㎡
2 海域の区域（3の区域を除く。）	
船舶の係留施設又は港湾 若しくは漁港の外郭施設	長さ50m
その他の工作物	海面上の高さ5m又は海面における水平投影面積 100㎡
3 海域公園地区の周辺1kmの当該海域公園地区に接続する海域の区域	
導管又は電線	長さ70m
船舶の係留施設又は港湾 若しくは漁港の外郭施設	長さ50m
その他の工作物	高さ5m又は水平投影面積100㎡